

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、

「クリーリング・オフ」制度を利用しましょう!



クリーリング・オフの手続きの手順

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。
契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社xxxx 口口営業所
担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。
令和〇〇年〇月〇日
群馬県〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇

クリーリング・オフができる場合・期間など 詳しくは消費生活センターへ

※クリーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。販売員などから強引な勧誘を受け、契約してしまった場合などに利用できます。

特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘販売をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。また、消費者が勧誘を断った場合に、勧誘を続ける行為も禁止されています。



クリーリング・オフ期間を過ぎていても、専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。
あきらめないで、まずは相談を！



困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

群馬県消費生活センター（日曜、祝日、年末年始は休み）

県庁昭和庁舎1階 ☎ 027-223-3001

○月～金曜：9時～16時30分（電話、来所）

○土曜：9時～12時 / 13時～16時30分（電話のみ）

※来所相談は予約制

●前橋市消費生活センター	☎ 027-230-1755	●安中市消費生活センター	☎ 027-382-2228
●高崎市消費生活センター	☎ 027-327-5155	●みどり市消費生活センター	☎ 0277-76-0987
●桐生市消費生活センター	☎ 0277-40-1112	●甘楽町消費生活センター	☎ 0274-74-3306
●伊勢崎市消費生活センター	☎ 0270-20-7300	●玉村町消費生活センター	☎ 0270-20-4020
●太田市消費生活センター	☎ 0276-30-2220	●板倉町消費生活センター	☎ 0276-82-7830
●沼田市消費生活センター	☎ 0278-20-1500	●明和町消費生活センター	☎ 0276-84-3299
●館林市消費生活センター	☎ 0276-72-9002	●大泉町消費生活センター	☎ 0276-63-3511
●渋川市消費生活センター	☎ 0279-22-2325	●邑楽町消費生活センター	☎ 0276-47-5047
●藤岡市消費生活センター	☎ 0274-20-1133	●吾妻郡消費生活センター	☎ 0279-75-1166
●富岡市消費生活センター	☎ 0274-63-6066		

このリーフレットについてのお問い合わせ ●群馬県消費生活課 ☎ 027-226-2281 令和4年8月作成

関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン

高齢者被害防止戦隊

回覧

ミマモルンジャー



困っている様子の方に
キクンジャー
変わった様子がないか
ミルンジャー
普段からいろいろ
ハナスンジャー

困ったときには、まず相談!
消費者ホットライン



群馬県消費生活センター

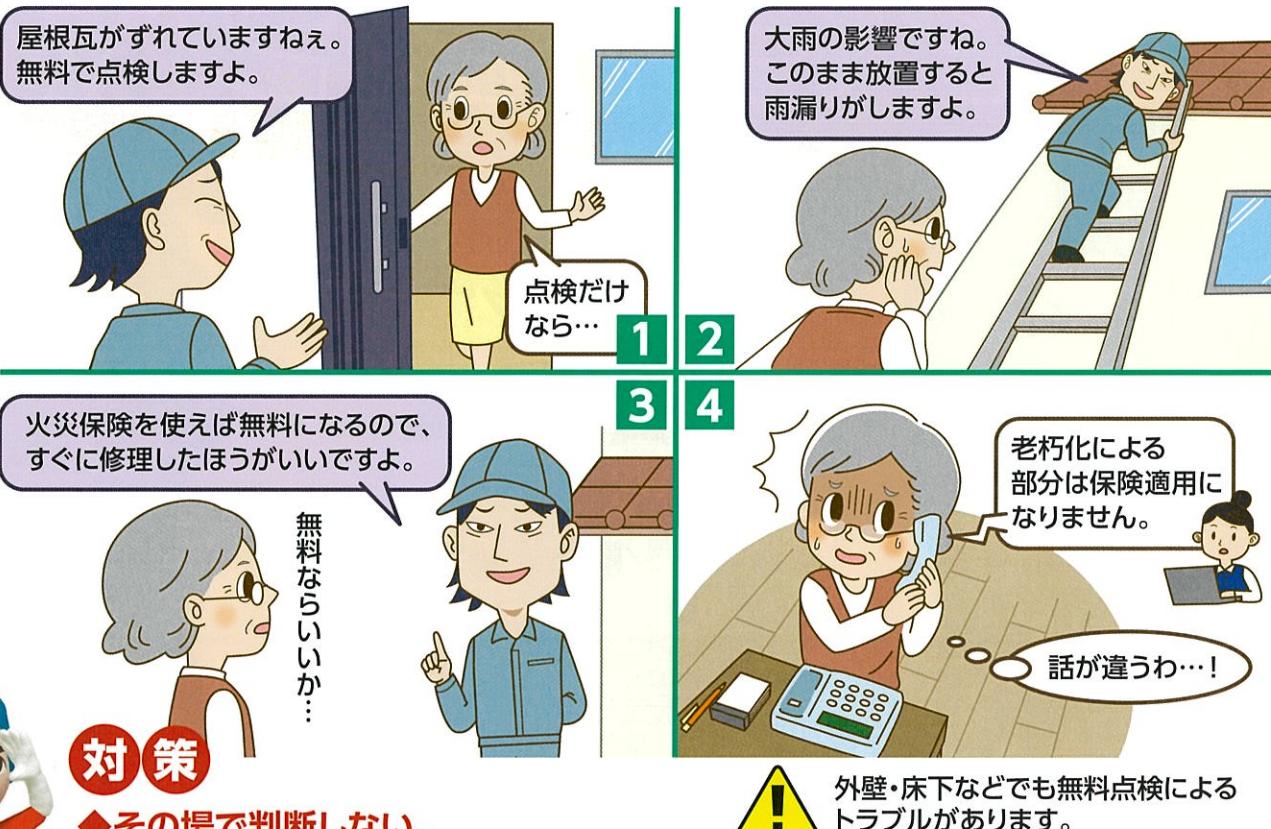
い や や
局番なし ☎ 188
(お住まいの地域の相談窓口をご案内します)
群馬県消費生活センター 検索
<https://www.pref.gunma.jp>



「あれっ?おかしいな?」と思ったら、ためらわずに相談!悪質商法をみんなで防止!

A 点検商法

「このままだと大変なことになる」など不安をあおる文句で契約を迫られた!



- ◆その場で判断しない。
- ◆少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。

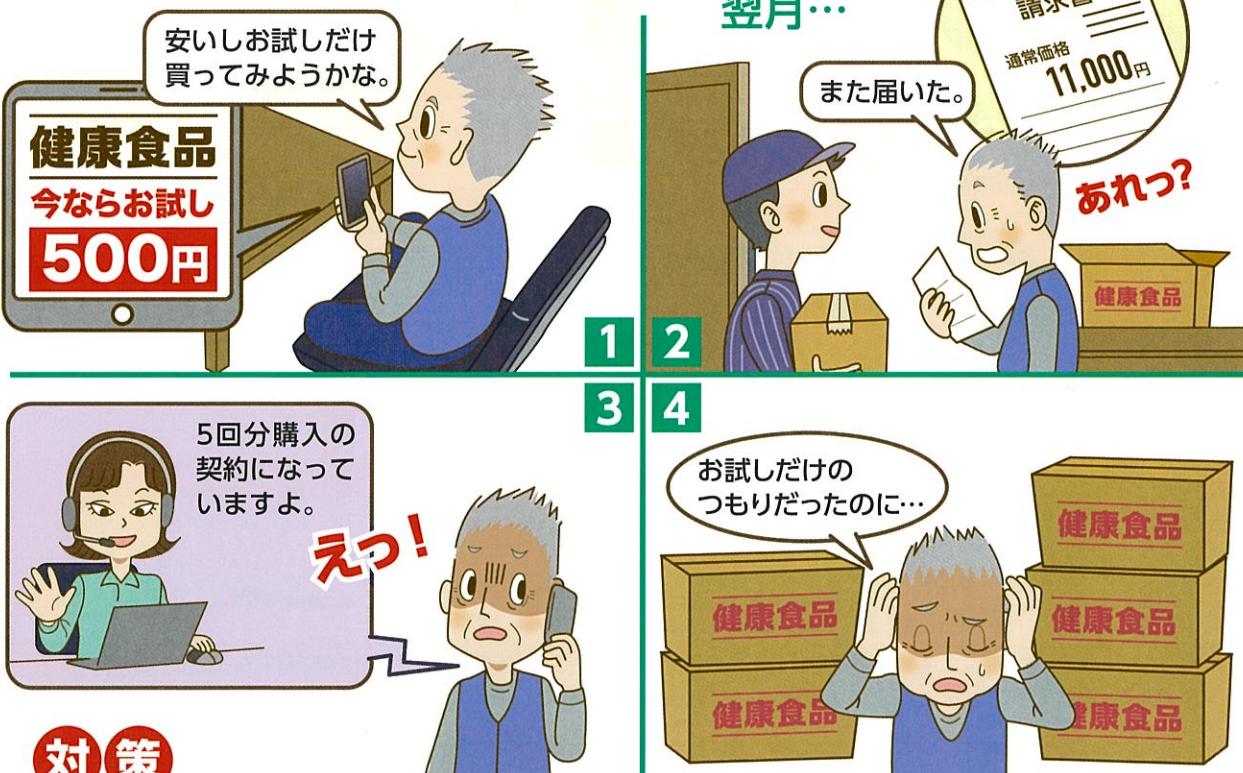
ここが見守りポイント!

- 見慣れない工事業者がたびたび出入りしていないか気にかける。「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気付くことも。



A 通信販売トラブル

「お試し価格」で購入したら、「定期購入が条件」だった!



対策

- ◆SNSやネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- ◆通信販売で商品を購入する際は、注文する前に購入・返品条件をよく確認する。

ここが見守りポイント!

- 見慣れない商品が増えたり、定期的に同じ商品が届いていないか気にかける。

通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

A 回線の契約トラブル接続

「安くなる」はずが、前より高額になった!



ここが見守りポイント!

- 見慣れない契約書や請求書がないか気にかける。

対策

- ◆事業者の説明をうのみにせず、契約内容をしっかり確認する。
- ◆必要がなければきっぱり断る。

通信回線契約は、クーリング・オフ制度の適用がありません。電気通信事業法により「初期契約解除制度」などの類似した制度があります。

A 架空・不當請求

身に覚えのない請求がきた!



対策

- ◆相手の電話番号が記載されていても、絶対に連絡しない。
- ◆連絡してしまい金銭を要求されても、絶対に支払わない。

消費者ホットライン 局番なし 188 (いやや)

A 訪問購入(押し買い)

「不用品の買い取り」のはずが、強引に貴金属を買い取られた!



対策

- ◆売るつもりのない品物の売却を迫られたら、きっぱりと断る。

いたん品物を渡してしまうと、取り戻すのは困難です。